

労政にしのみや

編集・発行：西宮市産業文化局産業部労政課

〒662-0912 西宮市松原町 2-37 西宮市立勤労会館内

TEL：0798-35-5286

FAX：0798-34-2888

URL：http://www.nishi.or.jp/

9月は『障がい者雇用支援月間』です

障がい者が自らの能力を活かし、障がいの有無に関わらず「共に働く」社会を実現するためには、事業主のみならず、一緒に働く方々の理解と協力が不可欠です。

＝事業主のみなさまへ＝

平成30年4月1日から

障がい者の法定雇用率が引き上げになります

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」の実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（障がい者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% →	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% →	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意くださいませうお願いいたします。

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障がい者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

留意点

②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前*に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

*具体的な次回引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

**2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります

お問合せは、ハローワーク西宮へ TEL：0798-75-6711

障がい者の雇用を希望する事業主の皆さまへ

「障がい者トライアル雇用」のご案内

「障がい者トライアル雇用」は、障がい者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障がい者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。事業主の皆さまには、「障がい者トライアル雇用」を積極的に活用していただくようお願いいたします。

助成金の支給額

■ 対象者1人当たり、月額最大4万円（最長3か月間）

障がい者トライアル雇用求人事前にハローワーク等に提出し、これらの紹介によって、対象者を原則3か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たした場合、助成金を受けることができます。

■ 精神障がい者を初めて雇用する場合、月額最大8万円（最長3か月間）

精神障がい者を初めて雇用する場合は、月額最大8万円の助成金を受けることができます。また、精神障がい者は最大12か月トライアル雇用期間を設けることができます。ただし、助成金の支給対象期間は3か月間に限ります。

「障がい者トライアル雇用」の対象者

「障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号」に定める障がい者に該当する方が対象で、障がいの原因や種類は問いません。

次のいずれかの要件を満たし、障がい者トライアル雇用を希望した方が対象となります。

- ① 紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望している
- ② 紹介日の前日から過去2年以内に、2回以上離職や転職を繰り返している
- ③ 紹介日の前日時点で、離職している期間が6か月を超えている
- ④ 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者

Q 短時間で働ける障がい者を試行的に雇用する場合には？

A 精神障がい者や発達障がい者で、週20時間以上の就業時間での勤務が難しい人を雇用する場合、週10～20時間の短時間の試行雇用から開始し、職場への適応状況や体調などに応じて、トライアル雇用期間中に20時間以上の就労を目指す「障がい者短時間トライアル雇用」制度もあります。

- ◆ 助成金の支給額は、対象1人当たり、月額最大2万円（最長12か月間）
- ◆ 障がい者短時間トライアル雇用求人提出が必要です。

< ご注意 >

- ◆ 求人数を超えた障がい者トライアル雇用は、実施できません。
- ◆ 障がい者トライアル雇用対象者の選考は、書類ではなく面接で行うようお願いいたします。

くわしくは、ハローワーク西宮へ TEL：0798-75-6711

兵庫県最低賃金が 844円 に改正されます

兵庫県最低賃金が、平成29年10月1日から時間額844円（改正前は819円）に改正されます。

なお、最低賃金は、パートタイマー、アルバイト等すべての労働者に適用されます。

くわしくは、兵庫労働局労働基準部賃金室（TEL：078-367-9154）
または、西宮労働基準監督署（TEL：0798-26-3733）へお問合せください。



「くるみんマーク」が新しくなりました

～最新の取得年と、「子育てサポートしています」という表記を加えました～

厚生労働省は、このたび、次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法）の施行規則の改正に伴い、「くるみんマーク」の見直しを行いました。

「くるみんマーク」は、次世代法に基づき、従業員の仕事と子育ての両立のための行動計画を策定・実施し、その結果が一定の要件を満たして、厚生労働大臣の認定を受けた企業が、商品や広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできるマークです。

新しい「くるみんマーク」は今年4月1日以降に、新基準の下で認定を受けた企業が使用できるものです。新しいマークでは、各企業の最新の認定取得年を表記することで、直近でいつ認定を取得したのかが分かるようにしたことに加え、「子育てサポートしています」と記載することで、子育てサポート企業の目印であることが一目で分かるようにしました。取得回数に応じて星の数が増えていくことと、明るさ、優しさ、暖かさを表現したピンクのカラーは、これまでと同様です。



配偶者控除および配偶者特別控除の見直しに関する各種情報

平成29年度税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われました。国税庁では、源泉徴収義務者や給与所得者向けに、各種情報をホームページに掲載しています。

主な改正ポイント

1. 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正

給与所得者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができません。また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となります。

2. 扶養親族等の数の算定方法の変更

扶養親族等の数の算定に当たり、配偶者が源泉控除対象配偶者に該当する場合には、扶養親族等の数に1人を加えて計算します。

3. 給与所得者の扶養控除等申告書等の様式変更等

平成30年分から「給与所得者の配偶者特別控除申告書」が「給与所得者の配偶者控除等申告書」に改められ、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受けようとする給与所得者は、その年の年末調整の時までに給与等の支払者に当該申告書を提出しなければなりません。

上記の見直しに伴い、平成30年分以降の各種様式が変更になります。各種様式の確定版の掲載は、国税庁ホームページをご覧ください。

くわしくは、国税庁ホームページで
<http://www.nta.go.jp/gensen/haigusya/index.htm>

育児休業を取得中（取得予定）の方・育児休業給付金の申請を行う事業主の方へ

平成29年10月より育児休業給付金の支給期間が2歳まで延長されます

保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間についても育児休業を取得する場合、その子が2歳に達する日前までの期間、育児休業給付金の支給対象となります。

1 改正内容

育児休業給付金は、原則1歳に達する日前までの子を養育するための育児休業を取得した場合に支給されます。

これまで、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が1歳6か月に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できましたが、**さらに、平成29年10月1日より、保育所等における保育の実施が行われないなどの理由により、子が1歳6か月に達する日後の期間に育児休業を取得する場合は、子が2歳に達する日前まで育児休業給付金の支給対象期間が延長できるようになります。**

子が2歳に達する日前まで支給対象期間を延長するには、子が1歳6か月に達する日の翌日において保育所等における保育の実施が行われないなどの理由に該当することが必要になるため、子が1歳に達する日の翌日において該当した延長理由に関わらず、改めて確認書類の提出が必要となることにご留意ください。

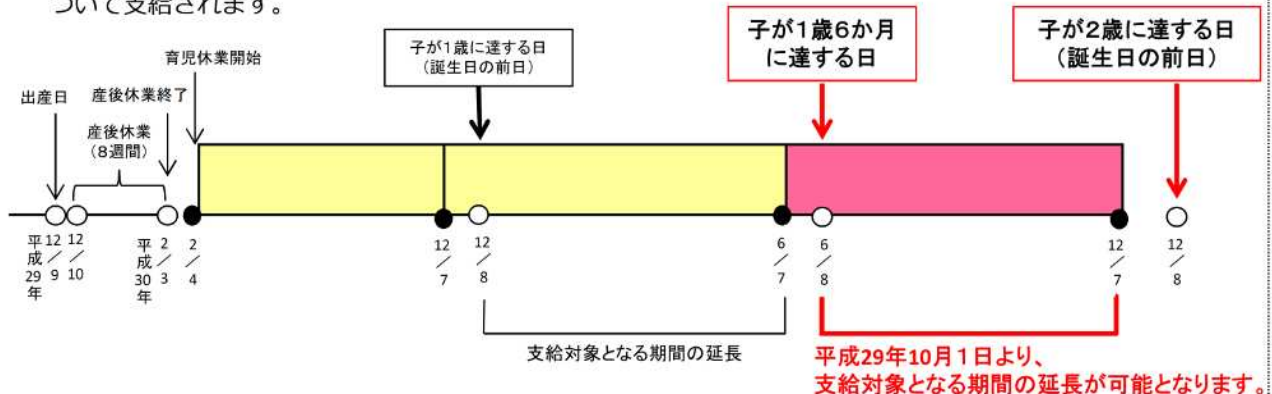
(※) 延長理由や提出していただく確認書類の詳細については、ハローワークにおたずねください。

なお、今回の改正は、子が1歳6か月に達する日の翌日が平成29年10月1日以降となる方が対象となります（=子の誕生日が平成28年3月31日以降の場合に該当となります。）。

(注) 期間雇用者の方は、子が1歳6か月に達する日の翌日において、子が2歳までの間に、その労働契約（労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでないことが必要です。

例) 支給対象となる期間の延長を2回行い、子が2歳に達する日前まで育児休業を行った場合

(注) 育児休業給付金は、育児休業を開始した日から起算した1か月ごとの期間（その1か月の間に育児休業終了日を含む場合はその育児休業終了日までの期間。これらの各期間を「支給単位期間」といいます。）について支給されます。



お問合せは、ハローワーク西宮 へ
TEL：0798-75-6711

最低賃金引上げ支援 業務改善助成金

中小企業向け

設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度です。



助成対象

事業場内最低賃金 1,000 円未満の中小企業・小規模事業者が対象です！

※過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。

●支給までの流れ



5つのコースから選べます！

事業場内 最低賃金の引上げ額	助 成 率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 ^(※) (常時使用する労働者数が企業全体で 30人以下の事業場は3/4 ^(※)) ※生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が 800円以上 1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

助成率が加算になる生産性要件とは、支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性指標と、その3年前の決算書類に基づく生産性指標を比較して伸び率が6%以上伸びている場合等をいいます。



助成金の対象用途

設備・機器の導入に加え、サービスの利用も対象となります。

事例

POSレジシステム導入による在庫管理の短縮／リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮／顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化／専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上／人材育成・教育訓練による業務の効率化

■まずは特設サイトへ！

申請方法や相談窓口となる
問い合わせ先などが確認できます。

業務改善助成金

検索

<http://www.mhlw.go.jp/gyomukaizen/>



事業主の皆さまへ

生産性を向上させた企業は 労働関係助成金が割増されます

1 創設の背景・趣旨

我が国は、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠です。

このため、企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増します。

2 生産性要件

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「生産性要件」を満たしている場合に、助成金の割増を行います。（具体的な助成額又は助成率は各助成金のパンフレット等をご覧ください。）

○助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が、

- ・その3年前に比べて**6%以上伸びていること** または、
- ・その3年前に比べて**1%以上（6%未満）伸びていること**（※）

（※）この場合、金融機関から一定の「事業性評価」を得ていること

☞「事業性評価」とは、都道府県労働局が、助成金を申請する事業所の承諾を得た上で、事業の見立て（市場での成長性、競争優位性、事業特性及び経営資源・強み等）を与信取引等のある金融機関に照会させていただき、その回答を参考にして割増支給の判断を行うものです。なお、「与信取引」とは、金融機関から借入を受けている場合の他に、借入残高がなくとも、借入限度額（借入の際の設定上限金額）が設定されている場合等も該当します。

☞「生産性」は次の計算式によって計算します。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産} \cdot \text{不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

●なお、「生産性要件」の算定の対象となった期間中に、事業主都合による離職者を発生させていないことが必要です。

3 「生産性要件」が設定される助成金

労働関係助成金のうち生産性要件が設定される助成金は、雇用維持や障害者の雇用環境整備など一部の助成金を除いた以下の助成金が対象となります。

（再就職支援関係）

1 労働移動支援助成金

（早期雇入れ支援コース（※）、人材育成支援コース（※）、移籍人材育成支援コース（※）、中途採用拡大コース）
（※）のコースは生産性要件が複数ある支給要件のひとつとなっています。

（雇入れ関係）

1 地域雇用開発助成金

（地域雇用開発コース）

（雇用環境の整備関係）

1 職場定着支援助成金

雇用管理制度助成コース、介護福祉機器助成コース、保育労働者雇用管理制度助成コース、介護労働者雇用管理制度助成コース

2 人事評価改善等助成金

3 建設労働者確保育成助成金

（認定訓練コース、技能実習コース、雇用管理制度助成コース、登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース、女性専用作業員施設設置助成コース）

4 65歳超雇用推進助成金

（高齢者雇用環境整備支援コース、高齢者無期雇用転換コース）

注）当該助成金は、生産性の伸び率が1%以上（6%未満）である場合の金融機関への事業性評価の対象外となっています

（仕事と家庭の両立関係）

1 両立支援等助成金

（すべてのコース：事業所内保育施設コース、出生時両立支援コース、介護離職防止支援コース、育児休業等支援コース、再雇用者評価処遇コース、女性活躍加速化コース）

（キャリアアップ・人材育成関係）

1 キャリアアップ助成金

（すべてのコース：正社員化コース、人材育成コース、賃金規定等改定コース、健康診断制度コース、賃金規定等共通化コース、諸手当制度共通化コース、選択的適用拡大導入時処遇改善コース、短時間労働者労働時間延長コース）

2 人材開発支援助成金

（すべてのコース：特定訓練コース、一般訓練コース、キャリア形成支援制度導入コース、職業能力検定制度導入コース）

（最低賃金引き上げ関係）

1 業務改善助成金

お問合せは ハローワーク西宮 TEL：0798-75-6711

第66回西宮市勤労者美術展の出展作品を募集

西宮市と西宮労働者福祉協議会は、平成29年度「西宮市勤労者美術展」を11月15日（水）から19日（日）までの5日間、市民ギャラリーにて開催します。

応募資格は、市内に在住または在勤の勤労者（自営・パート可）で、出品は各部門1人1点、自作未発表のものに限ります。賞は、部門ごとに市長賞・市議会議長賞等5賞を各1点、佳作・努力賞を各数点です。部門、作品受付等については次のとおりです。ふるってご応募ください！

【部門・作品規格】

- ・ 洋画：6号以上50号まで（全て額装）
（水彩画・版画は八つ切り以上で180cm×150cm以内）
- ・ 日本画：6号以上50号まで（額装または屏風類）
- ・ 写真：四つ切り以上、組写真は3枚以内（パネル張りまたは額装）
- ・ 書道：縦形240cm×60cm以内、横形86cm×180cm以内、
方形120cm四方以内。（額・軸・巻・帖・屏風等・仮表装程度以上）
- ・ 彫塑・工芸：人力で運搬でき、重量概ね60kg以下、かつ自立するもの
工芸については、陶芸・染織・木竹工・金工・漆芸・七宝等
（ただし、手芸に類するものは除きます。）

（注意！） 規格に適合しない作品は、受付・展示できません。また、額装等の場合は、吊れる状態にしてご応募ください。

【作品受付】

11月11日（土）・12日（日）の午前10時～午後4時に、「市民ギャラリー」（川添町15-26）地下1階に直接お持ち込みください。作品の裏側に、作品名・氏名・住所・電話番号を書いた紙をあらかじめ貼っておいてください。書道は、釈文を添付してください。なお、出品料は無料です。

お問合せは、西宮市役所 労政課 雇用労働チーム へ
TEL：0798-35-5286



「ものづくりふれあい体験教室」を開催しました

西宮市では毎年11月に、長く同一の職種に携わり、その優れた技能をもって、社会に貢献された方の功績を称えるため技能功労者表彰を行っています。「ものづくりふれあい体験教室」は過去に表彰を受けた技能功労者の方等を講師に招き、ものづくりの素晴らしさを子どもたちに伝えるため開催しています。

今年は、8月6日（日）に勤労青少年ホームで兵庫県フラワー装飾技能士会から講師をお招きして、小学1年生以上の子どもたちを対象に、「プリザーブドフラワーを使ったオリジナルアレンジメント」を体験していただきました。親子で一緒にプリザーブドフラワーアレンジメントを作り、熟練の職人技に触れた充実した一日でした。



女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日

「女性に対する暴力をなくす運動」は、地方公共団体、その他の団体と連携し、女性に対する暴力の問題への取組を一層強化することを主旨としています。



©西原理恵子

●本来、暴力は対象者の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、男女の置かれている社会構造の実態や、暴力被害者の9割以上が女性であることから早急に対応する必要があります。

●刑法が改正され性犯罪が厳罰化されました。(2017年7月13日施行)強姦罪を「強制性交等罪」に名称変更し、被害者の規定を「性別にかかわらず」と見直しました。また、法定刑の下限を3年以上から「5年以上の有期懲役」に引き上げ、厳罰化しました。

すべての性犯罪で被害者の告訴がなくても加害者を起訴できるようになりました。改正法の施行前に起きた事件にも原則適用されます。

さらに「監護者わいせつ及び監護者性交等の罪」が新設され、18歳未満の人を監督・保護する立場の親などが、わいせつな行為をした場合も処罰できるようになりました。

▼配偶者間(内縁を含む)の犯罪被害者 (検挙件数、平成28年)

	女性	男性
総数 (6,849件)	6,280件	569件
殺人 (158件)	87件	71件
傷害 (2,659件)	2,486件	173件
暴行 (4,032件)	3,707件	325件

資料:「平成29年版 男女共同参画白書」(内閣府)

- ① 西宮市DV相談室：0798-23-6011／月曜～金曜 9:00～17:30
- ② 母子・父子相談／婦人相談：0798-35-3166／月曜～金曜 9:00～17:30
- ③ 警察ストーリー・DV相談電話：078-371-7830／24時間受付
- ④ 女性家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）：078-732-7700／毎日 9:00～21:00
- ⑤ 外国人県民インフォメーションセンター（生活全般）：078-382-2052／月曜～金曜 9:00～17:00

①②⑤は 祝日・年末年始は休みです

(ポルトガル語・中国語・英語・スペイン語)

西宮市男女共同参画センター ウェーブ



- 女性のための相談室** □電話相談:0798-64-9499/月・木10:00～12:00・13:00～16:00
 □面接相談:要予約/火・水・土10:00～16:30
 □法律相談:要予約/第3金14:00～17:00
 □チャレンジ相談:要予約/第2火10:00～12:00/第3水13:00～16:00
- 《予約:0798-64-9498》
- 図書・資料コーナー** □閲覧:開館時間 □貸出:月～土 10:00～17:15

ウェーブ ■開館時間:1月4日～12月28日 9:00～22:00 ■受付時間:月～土9:00～17:15(祝日を除く) ■阪急西宮北口駅南出口から約100m

〒663-8204 西宮市高松町4-8 プレラにしのみや4F
 TEL. 0798-64-9495 FAX. 0798-64-9496
http://www.nishi.or.jp/navi/ln_0009600000.html